特定非営利活動法人シティーウィンズ 久留米市民吹奏楽団・定款第54条に基づく 細則

慶弔規定

第一章 総 則

第一条 [趣旨目的]

本規定は、特定非営利活動法人シティーウィンズ久留米市民吹奏楽団(以下団という)に属する社員/団員の慶弔等に際し、団の(法人としての)意志を表すると同時に、共に活動する仲間に対し畏敬を(具体的に)示すことを目的とし、また事象に於ける団が(法人としての)示すべき基準として規定する。

なお、社員団員相互間で個人として示す慶意または弔慰に影響を及ぼすものではない。

第二条[適用範囲]

社員 / 一般団員(以、 闡と記す)及び会員資格に関する規定(2010/3/30 規定)に定める名誉職に適用する。

第三条「適用除外]

以下の者は、前条に規定する適用範囲(以下、酬給と記す)であっても、本規定を適用しない。

- 1. 団籍が6ヶ月に満たない団員。
- 2.3ヶ月以上の団費滞納がある、社員/団員。
- 3.他、明確な理由を以て適用するべきでないと理事会が判断する場合。
- 4. 本規定に定める、対象者本人またはその家族、或いは大半(過半数以上の)社員が、適用を望まない場合は、適用を除外出来る。

第二章 慶 事

第四条「出産]

適用会員本人に実子が誕生した場合、3000円の祝金を贈る。

第五条[結婚]

適用会員本人が結婚した場合、5000円の祝金を贈り、祝電を発信する。

第六条 [受賞等]

適用会員本人が、表彰を受けた場合など、当該事象が団のイメージ向上に繋がると理事会が判断した場合に、3000円~3000円の範囲で、事象により理事会が判断する祝金を贈る事が出来る。

第三章 弔 事

第七条 [適用会員本人の死去]

- 1.本人が死去した場合は、弔慰金10000円/花一対/弔電を敬供し、弔慰を表すと共に全団に訃報を通知する。
- 2.適用会員の内役員本人が死去した場合、残余の役員は、前項に加えホームページなどで対外的公告を行うと共に、登記や資格の変更・届出等、必要な法定手続きを延滞なく行う義務を負う。
- 3.在籍期間が15年以上の適用会員本人が死去した場合や、生前団に対する功績が特に大きいと理事会が判断する適用会員本人が死去した場合は、前々項の弔慰金に功績倍数を2~10の範囲で乗ずることが出来る。

第八条 [適用会員の家族の死去]

適用会員の(配偶者を含む民法の定める一親等以内の)家族が死去した場合、弔慰金5000円/花一本/弔電を敬供し弔慰を表す。

第九条 [弔事・法要]

適用会員であった本人の法要にあたっては、理事会の判断により(前々条1項の範囲内で)畏敬を示す事が出来る。

第四章 慶弔以外の事象

第十条 [見舞金]

- 1.適用会員本人が一週間以上入院相当の傷病等を負った場合は、見舞金5000円を贈り、一刻も早い 快癒と復帰を祈念する。
- 2. 適用会員本人が災害等を被災した場合も、団として前項と同等の見舞いを行う。

第五章 本規定の運用

第十一条「事務・業務の執行]

- 1.本規定の事務・業務を執行する慶弔担当の理事代表を置く。慶弔担当の理事代表は理事会で選任する。
- 2. 慶弔担当の理事代表は、法人を代表し、本規定基づき、適切 且つ 迅速に事務及び業務を執行する。
- 3. 慶弔担当の理事代表は、本規定で理事会の判断としている事象や、本規定の例外と思われる事象を執行する場合や、本規定を行しない場合は、事前に理事会を招集し、その議決に従い業務を執行する。
- 4. 適用会員は、団内で本規定に係る事象を知り得たら、延滞無く慶弔担当の理事代表に知らせること。

第十二条「執行記録]

慶弔担当の理事は、本規定に基づき(前条の3項を含む)業務を執行したら、その詳細(期日/場所/内容/金額等)を明確に記録に留め、理事会に報告する義務を負う。

第十三条[監查]

- 1.監事は、事業年度毎に本規定に係る業務が適切に執行されたがどうか、前条で定めた記録を監査する。
- 2. 慶弔担当の理事代表が、本規定を明確な理由なく執行しない場合、監事及び理事は慶弔担当の理事代表を即時解任し全団に報告する、つづいて理事会は延滞なく後任を選任しなければならない。

第十四条 [原資]

本規定の原資は、特定非営利活動法人シティーウィンズ久留米市民吹奏楽団一般会計を以て充当する。

第十五条[改廃]

本規定の改廃は、定款54条の規定により、理事会が行う。

附 則

1.この規定は、全団に付議した日から施行する。